

# 入院時食事療養費の見直しについて

令和7年4月1日から厚生労働省の定める入院時の食費の基準が変わることに伴い、一食あたりの自己負担額が変更となりますので、ご理解をお願いいたします。

(改訂の概要)

	(現行)	(見直し案)
第一 食事療養		
1 入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき)		
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	670円	690円
(2) 流動食のみを提供する場合	605円	625円
2 入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき)		
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	536円	556円
(2) 流動食のみを提供する場合	490円	510円

(自己負担額の目安)

区分	3月まで	4月から	備考
一般所得者	490円	510円	20円増
住民税非課税世帯	230円	240円	10円増
住民税非課税かつ所得が一定水準に満たない70歳以上の場合	110円	110円	変更なし

令和7年3月 松代病院長